

## 会 議 録

- 1 会議の名称 平成30年 第3回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 平成30年5月28日(月) 午後4時00分から  
午後4時20分まで
- 3 開催場所 川根本町役場本庁舎 2階 応接室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一  
教育長 大橋慶士
  - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 森下育昭  
社会教育課課長補佐兼社会教育室長 宮崎義兼  
教育総務課課長補佐兼教育総務室長兼管理主事 宮島明利  
教育総務課指導主事 和田美代史
  - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第15号 川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議  
会委員の委嘱について  
議案第16号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱に  
ついて  
議案第17号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱について  
議案第18号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱につ  
いて  
議案第19号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について  
議案第20号 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委  
嘱について
- 6 会議資料の名称 議案第15号～第20号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、鳥居委員、太田委員、森下委員の承認を求めます。  
前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

### 【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、平成30年第3回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

### 【議 事】

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、平成30年第3回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

本会議は公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、本会議は公開することで決定します。

会議録についても同様に公開することでご承知願います。

それでは、議事に入ります。初めに、議案第15号「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第15号「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員を新たに委嘱するものです。

今回、ご審議いただく川根本町立学校設置適正化及び学校のあり方検討協議会は、同協議会設置要綱第3条の規定に基づいて協議会を組織し、川根本町学校教育ビジョンの制定から3年が、また、川根本町教育大綱制定から2年が経過した中で、現行制度を検証し、課題抽出を行うとともに、今後の少子化社会に対応すべき、川根本町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校の連携による教育制度のあり方を調査、研究、協議し、方向性を見出すことを目的としたものです。

委員の選出については、協議会設置要綱第3条において規定されております、各分野における方々となります。

また、委員の定数は12人以内、任期は委嘱から平成32年3月31日までとなり、今回は、別添の名簿のとおりであります。

いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えております。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第16号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第16号「川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、異動等により交代となった学校給食共同調理場運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

学校給食共同調理場運営委員会委員の職務は、川根本町学校給食共同調理場条例(平成17年条例第88号)第4条各項及び川根本町学校給食共同調理場条例施行規則(平成17年教育委員会規則第18号)第4条に定められ、定員は12名以内、任期は2年ですが、今回委嘱する委員の任期は前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号「川根本町学校給食共同調理場

運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第17号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

川根本町就学支援委員会は、川根本町就学支援委員会規則において設置が定められております。町内の障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に関する適切な支援策等について審議する機関であり、町教育委員会が委嘱又は任命する委員14名以内で構成されるものです。

委員については、川根本町就学支援委員会規則第3条により、教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者を選任することとされています。

また、委員の任期は2年ですが、補欠の委員が選任された場合の任期は、前任者の残任期間となります。

今回、ご承認をお願いする委員は、別添名簿のとおりですが、委嘱又は任命の期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第17号「川根本町就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第18号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第18号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

川根本町若者交流センター運営委員会委員は、川根本町若者交流センター条例(平成27年条例第18号)第17条及び川根本町若者交流センター条例施行規則(平成28年教育委員会規則第1号)第11条の規定に基づいて運営委員会を設置し、今後の施設のより効率的・効果的な運営方法についての協議を進めていくことを目的としたものです。

委員の選出につきましては、川根本町若者交流センター運営委員会規則(平成28年教育委員会規則第4号)第3条において規定されております、各分野における方々となります。

また、委員の任期は2年間ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

今回ご承認をお願いする委員の方々につきましては、別添名簿のとおりですが、委嘱の期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第18号「川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第19号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、構成組織の代表者変更等により交代のあった社会教育施設運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

社会教育施設運営委員会委員の職務は、川根本町社会教育施設運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に定められ、定員は12人以内、任期は2年ですが、今回委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局        それでは、議案第20号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、構成組織の代表者変更等により交代のあった川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の職務は、川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成27年教育委員会告示第4号）第3条及び第4条各項に定められ、定数は10人以内、任期は2年です。

以上で説明を終わります。

教育長        説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長        原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長        異議なしと認めます。よって、議案第20号「川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

## 8 閉 会

教育長        本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、平成30年第3回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士